

裁判員経験者と法曹三者との意見交換会議事要録

日 時 平成26年12月10日（水）午後3時から午後5時まで
場 所 さいたま地方裁判所裁判員候補者室（A棟1階）

参加者等

司会者 栗原正史（さいたま地方裁判所第2刑事部部総括判事）

裁判官 渡邊史朗（さいたま地方裁判所第2刑事部判事）

検察官 南部晋太郎（さいたま地方検察庁公判部・検察官）

弁護士 岩本憲武（埼玉弁護士会所属）

裁判員経験者1番 70代 男性（以下「1番」と略記）

裁判員経験者2番 60代 男性（以下「2番」と略記）

裁判員経験者3番 40代 女性（以下「3番」と略記）

裁判員経験者4番 40代 男性（以下「4番」と略記）

裁判員経験者5番 30代 男性（以下「5番」と略記）

（編集者注：裁判員経験者6番は、当日欠席のため欠番とした。）

裁判員経験者7番 50代 女性（以下「7番」と略記）

議事要旨

別紙のとおり

司会者

先ほど御挨拶させていただいたとおり、皆さんに経験していただいた裁判員裁判の中身をもとに、こちらで用意した質問をし、それで一人一人中身をお答えいただくと、こういう形で進めたいと思います。最初に感想からお聞きします。1番の方、どうですか。裁判員裁判、これ自体についてやる前は積極的な意見だったですか。やってみたいなとか、やりたくないなと、こういうのはどういう感じでしたか。

1番

最初は、やっぱりやりたくなかったです。

司会者

やりたくない感じですか。そういう方多いというけど。裁判員裁判についてこういう制度が始まったんですけど、1番さんとしてはどういうふうにお考えだったのでしょうか。

1番

やはり最初は嫌だったです。

司会者

それは、どうしてなんですか。

1番

ちょっと考えを変えまして、やっぱりこういう経験というのはめったにできない
・・・。

司会者

それはやってみてね。やる前に何で嫌だなと思ったんですか。やっぱり忙しいとか。

1番

やはり裁判所というのが嫌なんです。いきなり大きい封筒がどかっと来るじゃないですか。まず、そこからびっくりしますよね。いきなり届くわけですから。

司会者

そうはいつでも、もともと裁判員裁判というのが始まったというのは御存じでしたよね。

1 番

ええ、5年前に。

司会者

そういうのを聞いていて、封筒はともかくとして、そうだとするとそういうのにやってみようかなという気はなかったですか。

1 番

全くなりません。そういう記憶が全くなりません。来て初めて、えっということ。諸先輩にいろいろ意見を聞いたりして、自分が幾ら封筒が来ても、最終的に採用になるかどうか分からないわけですから、もし段階的に進んでいくようだったら、じゃやってみようと、そういう気持ちになったんです。

司会者

そうすると、その次にやってみていかがですか。

1 番

やってみてよかったです。

司会者

それは、どういう点からですか。

1 番

やはり今までの経験の中でこういうのは全くなりませんから。

司会者

その点がやっぱり大きいですか。

1 番

ええ、それがやはり一番大きいです。だから、やはりやってみてよかったですという感じに。

司会者

結論的にはそういう感じになりますか。

1 番

はい。

司会者

じゃ、同じ質問を2番の方伺ってもよろしいですか。最初はどうかだったのかなど。こっちへ来る前にはどういう印象で、それはなぜかというのはどうですか。

2 番

最初手紙というか、封書で来たときに、いや、でも確率的には当たらないだろうなという、行っても当たらないしと軽い気持ちで来ました。

司会者

そのとき当たっちゃったら嫌だなというふうには思ったんですか。

2 番

当たらないだろうなという感じだったんですが、実際当たってみて、あれ、逃げろという、嫌だという、そういう気持ちはありました。

司会者

それは、やっぱり負担ですか。

2 番

いや、できる、できないという、自分でいいんだろうかという、そういう部分の責任とか、そういう部分で果たして自分でいいんだろうか、できるんだろうかと、その辺の不安というか、そういうものがかなり強いものがありました。

司会者

ただ、やっぱり1番の方おっしゃっていたんだけど、やってみていかがですか。

2 番

やってみて、だんだん、だんだん何かいろんな今までない経験を積んでいって、おもしろい部分も深い分も悩む部分もいろんなものがめぐりめぐって、結果的によかったと。

司会者

最初にお考えになっていた自分でできるんだろうかという疑問というのは、やってみて、こんな言い方は失礼ですが、やれたでしょうというのは、それはどうですか。

2番

思った以上にできたというか、これはもちろんそういうふうに通ってくれた裁判官の方はもちろんそうなんですけど、周りの雰囲気とか、どんどん、どんどん引き出してくれるというか、引き込まれていくというか、そういう面で思った以上にできた。

司会者

ありがとうございます。済みません、せっかくですから、皆さんに同じことを。

3番の方、どうですか。

3番

まず、封書が来たときに主人がとったんですけど、当たったよと言って何か宝くじでも当たったような感じの不思議感、また確率が高くないのにまさかという信用もなかったんですけど、またここへ来て当たってしまって、運がいいのか悪いのか、宝くじでも当たってくればというふうな笑い話をみんなですしているんですけど、やってよかったです。やっぱり裁判所ってなかなか来る機会がないし、そういうふうに何か来てくださいますと言われれば会社にも休むというか、堂々と休んで出席できたし、裁判の中身もふだんじゃ見られないし、まして奥まで私の場合は行ったんで、判決に対しても何にしても話し合いをするときにこういうふうに決めていたんだという、何か客観的に裁判ってこういうものなんだという実感を得た。だから、いい勉強にもなったし、いい経験にもなったなと思ってとても喜んでいるというか、こういうところへ来ないようにしなくちゃなというような感じと、あと周りには当たった人いないんですけど、当たったらやるべきだよというのは言いました。

司会者

それは、だからやっぱり自分としてはやる前とやった後でイメージ違ってというところはあるんですか。

3番

そうですね。やっぱりやってみないとわからないこと。新聞で見たとかニュースで聞いたぐらいじゃさらっと流れちゃって、こんなもんなんだというのはあるんですけど、そこまでいくのにだれがどうしているかというか、仕事の大変さじゃないんですけど、ここまで資料を集めているんだなとかという苦労もわかるし。

司会者

なるほどね。そういうところも見た。

3番

あと、やっぱり被害者の感情とか加害者の感情とかも中には入ってきますから、そういう意見を聞くと簡単には決められないもんだなというふうな実感もありましたし。

司会者

ありがとうございます。じゃ、済みません、ずっと続けて、同じことを。

4番

私も初めて封筒が来たときにはびっくりして、女房がとったんですけど、あなた何悪さしたのというような、そういう・・・。

司会者

ありますよね。本当に失礼だけど。

4番

はい。やっぱり裁判所、普通来ないところから来ましたので、中をあけてみまして、私もちょっと長期的な、2週間以上のあれだったんで、こんなに休みでどうかなみたいな感じで、いろいろお客さんとかも相談しまして、でも当たらないだろうという、そういう何かやっている方々の話聞きまして、通常それが来ても選ばれる

かどうかわからないというあれがあったんで、私も成り行きの状態でいったら最後まで来まして、やっぱり基本的にはやったことがないんで、いろいろとどういうことをやるのかなとか、そういう思いでトライしてきました、やっぱりできるできないとか、人生の中でこんな経験というものは最初で最後だと思imasuので、私はやれてよかったと思imasu。

司会者

それは、結局のところ、そうすると最初はやっぱり仕事の関係でやりたくないなとは思っていたということですか。

4番

そうです。

司会者

ところが、やってみると仕事を休んででもやったかいはあったなと、こう伺っていいですか。

4番

はい。

司会者

何かちょっとリードっぽい感じがするけど、そういう感じですよ。

4番

ええ。

司会者

それは、内容でそう思うわけですよ。

4番

そうです。

司会者

なるほど。ありがとうございます。じゃ、どうぞ。

5番

私も最初手紙が届いたときにはすごくびっくりしたんですけど・・・。

司会者

手紙が来る前はどう思っていたというのはどうですか。要するに裁判員裁判という制度を聞いていたときに。

5番

ほとんど興味がなかったです。本当にテレビで時々やるぐらいですし、ほとんど当たる人は限られていると聞いていたので、それこそ宝くじみたいな確率なんだろうなと思っていて、ほとんどそれについて考えたことはなかったです。来て初めて、もしかしたら自分になるかもしれないな・・・。

司会者

そのときはどう思いましたか。やりたくないなという感じですか。

5番

そのときは半々ぐらいでした。好奇心というか、ちょっとそういうところを経験してみたいというのもあったし、逆にそういう裁判とかで何か怖い写真を見せられたりとか・・・。

司会者

なるほどね。そこがひっかかっていたと。

5番

はい。どうなっちゃうだろうとかと、そういう不安と少し興味というのは半々、来てからはありました。

司会者

実際来てみていかがですか。

5番

実際やってみて、本当に経験としてすごくいろんな体験ができてよかったと思っています。

司会者

やっぱり最初に来たくないなと思った理由というのは、例えばそういうネックがあったとか、そうでもないなという感じなんですか。例えば仕事が忙しいですか。

5番

仕事は今は大丈夫なほうで、最初不安だったのは殺人事件だとか写真を見たりとかというのは、自分はそんなに耐えられるか。そういうところでやる前は不安でした。

司会者

やってみたらできるねと。

5番

そうですね。

司会者

そこらあたりはちゃんと配慮がされている感じですか。

5番

そうですね。結構確かにしばらくの間は頭の中でその記憶がよみがえったりするとか、職場に戻っても少し違和感があったりとかというのを、少し私は引きずるほうかなと思うんですけど、あったんですけど、それでもこういう裁判というやり方とか、あと検察官の方々と弁護士の方々と裁判官の方々とか、いろんな方がいろんな役割を持っているんだなというのを知れたし、あとは裁判はこういうふうに進んでいくんだなというのがわかったし、やっていてすごく経験としては何事も人生経験だなというふうに感じました。

司会者

今のところ、ずっとやっぱりやってみたらと、得られた経験によるメリットのほう大きいねという、そういう感じですか。

5番

そうですね。

司会者

最初はちょっと嫌だなというのがあっても、やってみると得るところが大きいと、
こういう感じですか。

5番

はい。

司会者

じゃ、同じことを。

7番

裁判員裁判については、そういう制度があることはわかっていましたけど、まさか自分が当たるとは思わないので、他人事として考えていました。名簿に載りましたということが来たときにも、確率はそんなに高くないですよというような内容が書いてあったので、余り心配していませんでした。その段階では、もし万が一当たったらやってもいいかなという気持ちはあったんですけども、でも具体的に事件であなたはもしかしたら裁判員になるかもしれませんというところまで来たら、やっぱり急にちょっと不安になってしまって、それも何の不安かというのは、仕事に大きな支障があるとか、そういうことではないんですけども、幾ら人が悪いことをして裁判を受けるとはいえ、その人に対して私のような素人があなたは何年何か月ですという判決を下すことに関する、その人のその後の人生にかかわる判決を下さなきゃならないということの・・・。

司会者

負担感ですかね。

7番

心の重さということですかね。それでそのときにはちょっと不安に思いました。でも、実際に裁判始まってみて、私たちなんかは本当に素人ですので、何もわからないんですけど、本当に細かいことをいろいろ裁判官の方が説明してくださったりしてくださったので、とてもわかりやすかったなと思います。最後にはすごくみんな裁判員が団結して・・・。

司会者

一体感が生まれる感じですかね。

7 番

そう。一体感が生まれて、何かきずなができたなという感じで終わったなど。

司会者

最初に、人の判決に加わることによって人の人生に影響を与えるような判断を下すのはつらいなと思っていたことはどうになりましたですか、やってみたら。

7 番

それについては・・・。

司会者

現にやってみたんだから、できたんですよ。

7 番

できました。それは、私は一人で判決を下すわけではないので
全体の意見の集約ですから、別に私一人が責任をとるという話ではない。

司会者

そうすると、やっぱり何人かでやるところに意味がありますかね。一人で何かやってくれというんじゃないで、裁判官も3人いるし、そのほか6人いて、そのうちの一人に入ってくださいということだからということですかね。

7 番

そうですね。本当に皆さん忌憚なく意見をおっしゃって、そうだなと思うこともあれば、私はこう思うということもあり、それは皆さんそれぞれ自分の思うことを言えたんじゃないかなと私は思います。

司会者

ありがとうございます。そうすると、本当にオープニングなどで一応全体としてこの裁判員裁判に参加してみてということでもちょっと御意見とか感想を伺ってみましたんですけど、こういうところへおいでいただいているんだから、それはそんなにネ

ガティブな感情を持っておられる方はおいでいただくとは思えないので、そもそも母体としていい方ばかり来ていただいているということはよくわかりますけど、それにしてもやっぱり当初はなかなか積極的にはなれなかったものがやってみてそういうふうに変わったと、得るものが大きかったという方がほとんどだったと思うんですけど、そうするとこれだけ宣伝をしているのにまだ嫌だなという人がたくさんいるという、これはどうしたらいいなというふうな何かアイデアありませんか。こんなことを宣伝したらもっとよくなるよとか、こういう方法があるよということは何かないですか。ネガティブな見方をしている人がたくさんいるような感じが、新聞なんか報道を見ていると。どうですか、その辺の感想というのは。こうしたらもうちょっと積極的に参加してもらえるのでは、何かアイデアは。例えばこんなふうにやっているんだよという中身をもう少し宣伝すれば、そんなにおもしろいんだ・・・。

3番

裁判に対する身近さがないですよ。海外って結構メディアで案内とかを放送したりとかするじゃないですか。だけど、やっぱりここに来ないと聞くこともできないし、見ることもできないという足が運べない距離・・・。

司会者

裁判に対する近さが感じられない。

3番

感じないです。

司会者

裁判員を抜きにして。

3番

なるならないというよりも、裁判員になったから初めてここに来るようなもので、じゃならなかったら全然興味も湧かなければ、多分このままやってよかったという意見も出る前にすうっと流れで終わっちゃうと思うんです。

司会者

そもそも裁判に対する広報が足りていないということですかね。

3番

うん。興味というか、見に行こうとか関心を持とうという感情が湧いてこない。だから、もうちょっと身近にするとか。陰のものとか、知らない間に終わられて・・・。

司会者

そもそもが裁判員裁判の宣伝じゃないよと、司法についての広報が足りていないなど、こういう感じですかね。

3番

そうですね。だって、やってよかったという意見が多いということは、やるべきだよというふうに私たちが勧められるけど、周りではやる人も少ないわけじゃないですか。確率少ないから。だったら、やってみようかなという気持ちにさせる開けたという言い方はおかしいんですけど。

司会者

そもそもイメージかたいですからね。

3番

そういうのもあるから、どうしてもとっつきにくい。

司会者

ありがとうございます。

それじゃ、今度中身に入ります。あらかじめお尋ねすることについて紙をお渡ししているの、その順番に沿ってちょっと聞かせていただきたいんですけど、まず裁判員になりました、それで突然事件について考えてくださいねという話になってくると、一番最初にこの事件は何を判断するんだと、我々裁判員として何を決めてくれというふうに言われているんだというのがわかったかどうかというところをお尋ねしたいんです。端的に言っちゃえば、3番の方はこの事件、問題は量刑だねと、

こういう話でしたよね。

3 番

はい。

司会者

検察官は実刑を求めて、こっちは猶予にしてくれと、こう言っているんだと、そこらあたりをどっちにするか決める話だと思うんです。そういうようなことで、この裁判では何を争っていて、何を自分たちが判断を委ねられているのかというのはわかったのかどうか、わかるとすると、どこらあたりでわかったのかなということをお尋ねしたいんです。どうですか。7番さんのケースはどういうことが争われていたのでしょうか。

7 番

被告は罪を認めているので、結局量刑なんですけれども、たまたま私たちがかわったのは併合罪という特別なケースだったので、その辺が私たちはわかりにくかったので、何度も裁判官の方が説明したり、その辺がちょっと難しいところでした。

司会者

それはやっぱり、後で聞きますけど、そういう説明って裁判官に説明されてわかるんで、検察官とか弁護人がそういう説明をしていなかったですか。そこは余り記憶がない。

7 番

本当に済みませんが、細かいところまでははっきりは覚えていないんですけど、でも裁判のときに併合罪の説明はもちろん最初に裁判長が説明してくださいましたけど、法廷でも検察官の方が説明して下さって、こういうことです、こういうことを考慮して私たちは何年という求刑しますということを説明してくれました。

司会者

説明があったですか。

7 番

はい。

司会者

裁判をやっている最中，ずっとこの点を判断するなどということは頭に入りながら裁判をしていたと，こういうふうに伺ってよろしいですか。

7番

そうです。それはもうそうです。

司会者

5番の方の判断事項って何だったんですか。

5番

判断するところは，被告が否認というか，認めていなかったんで，そこを本当にやったのか，やっていないのかというところから始まって，やったとしたら量刑はどうなるというところだったので，それをどこでどうやって理解したかまではちょっと覚えていないんですけど，恐らくなんですけど，裁判官の方から事前か初日の後に説明をいただいたから，争点としてはわかったのかなと。

司会者

という記憶ですか。

5番

はい，そういう感じで記憶しています。

司会者

ありがとうございます。そうすると，あと4番の方です。同じでしたっけ。

4番

そうです。

司会者

どうですか。いつごろそんなことがわかるんですかね。

4番

私も最初全然わからずにいて・・・。

司会者

何しているんだかわかんないというのがちょっと続きましたか。

4番

はい。やっぱり裁判になれていませんから、毎日どういうことが来るのかなど、文面ではこういう証言があるとかあるんですけど、実際はそんな経験がないので、やっぱり初日経験して、あっ、こういうことをやっているんだと・・・。

司会者

少しずつなれていく感じですかね。

4番

なれていくという感じですかね。思ったのが、最初はずっと検察官の話で5日間来まして、被告人の話が最終日だったんです。これをもっと早く聞けないのかなどというのがちょっと思いました。

司会者

しかし、最初の段階で被告人はこういうふうに言っているよということは何かインフォメーションなかったですか。

4番

余りないです。ほとんどないです。

司会者

わからない。

4番

ええ。

司会者

頭に残らない感じ、どっちにしてもね。

4番

はい。

司会者

ありがとうございます。3番の方は先ほどおっしゃっていただいていますね。1番さん、2番さん、これは複雑だったんじゃないですか。じゃ、今度順番に2番の方。どんな感じですか。どんなあたりが争点でしたか。

2番

正当防衛を主張するわけです。

司会者

それと、あとどんなことが争点だなというのはありましたか。余り記憶がないですか。

2番

記憶というか、要するにお金を。

司会者

ちょっとリマインドするために申し上げますけど、財物を奪取する意思がそもそもあったのかどうかとか、それから殺す意思がそもそもあったのか、そのあたりだったんですよね。

2番

そうなんです。

司会者

それで、そういうのというのはいつわかるんですか。このあたりが争点だなというのはいつわかるんですか。どの段階でわかっていたんですか。裁判の途中はずっとそういうのを意識しながら裁判を聞いていたのですか。

2番

もう最初からそれは意識して。

司会者

1番の方はいかがですか。

1番

要するに刺したか刺さないかということです。それから、1点は残念ながら凶器

がないんです。どこかに捨てたという、この事件はそういうことです。それで、正当防衛と。ただ、私も初めてこういう経験で、いきなり朝10時に法廷へ座りまして、この写真ですか、いろいろ見せられて、だからそういうあれでそのときは余り思わなかったんですけど、終わってからふと家へ帰っていろいろ数か月たって考えるんだけど、我々は裁判員として出席して、そこで証拠、現場で見分したわけでもないし、ただいきなり証拠の写真をばんと見せられて、そうするとどうなんですかね。もうその写真とか、そういうようなものが正しいと、正しいことを前提に我々は裁判に入っているわけです。残念ながら見分をしたこともないし、証拠は写真の範疇で要するに判断しろということですよ。そういうところで先ほどのお話も今ありましたけど、我々みたいな素人が言いたいことを言って人様のそういう関与するようできない、そういう疑問をこの数か月終わってから考えています。だから、この裁判員制度そのものの・・・恐らくいきなり分厚いあれが手元に置かれて、全部きちんと整理されているわけです。だから、恐らくああいうものを整理して我々の手元に机の上においてある段階の前の段階、やっぱり相当この裁判所のほうでいろいろ整理整頓をして、段取りをして、全てこれは正しいですという形でぼんと出てくるわけですから、それに基づいてどうだ、どうだということになるわけですよ。だけど、実際に正当防衛なり、刺したか刺さないかと、今回の事件にしましても決定的なあれは何もないんです。要するに99パーセント間違いないだろうということで判決しているわけです。裁判というのはそういうものなのかどうか、そういう疑問もありますけど、やはりどうなんですかね。その場にタッチしていない状態の写真なり、そんなようなものを見せていただいてやれということにちょっと・・・

司会者

抵抗があるんですか。

1番

やっぱり抵抗があります。

司会者

そういうふうなのを前提にして判断をしていただく事項というのはずっと入りましたですか。

1 番

だから、結局前にも裁判長がおっしゃったけど、今までの経験、今まで生きてきた中の経験で一般的な常識の範疇で判断をせざるを得ないわけです。我々は何も法的知識はゼロなんですから。

司会者

ということですよ。

1 番

だから、そんなことでちょっとやはり争点というのは今回の場合は凶器がないのと、状況から判断したら、これは間違いない判決じゃないかと思うんだけど、そんなことをちょっと思いました。ちょっと余分ですけど。

司会者

いえ、とんでもないです。ありがとうございます。今伺っている限りは、裁判をやっている途中何がテーマで行われている裁判なのかということはおわかりいただいてやっていたということはそれでよろしいですか。それは、最初のうちからわかっていてということでもいいのか、だんだんわかったという方もおられましたけども、これは通常提示するのが手続の最初にやるので、そうでないとその後何をしているのか意味がわからない。そこのところへいきたいんですけど、例えばある証拠、今お話しいただいた写真を見せるとか、あと調書を読むとか、あと証人にお話を伺うとかということの一つ一つやっていくと思うんですが、それは何のためにやっているんだというのはどうですか。ぴんときてやっているのかどうか知りたいのですけれども、どうですか。例えばある証人から話を聞きますという段階で、この人には何を聞くんですかということがわかって聞いていますか。誰かから説明があったのかどうかとか、そんなの聞いていればわかるよとか、何でもいいんですけど、そうい

う証拠を一つ一つ調べているときに何をしているのかなというのはどうですか、わかりましたですか。どなたでも御意見あれば。

3番

私の場合は、医療関係者というか、病院の先生のお話というのがあったんですけど、専門用語が多くてわからなかったです。

司会者

話自体が。

3番

はい。病名が何々と言われても、どういった病気、どういった後遺症なのかというのがなくて、ただこういう症状が出ました、頭を打ったんでこうなったんですよというんじゃなくて、何とか疝みみたいな感じで言われちゃって、それって私たちにこうなったからこうなったんですよと教えたいのか、ただそこだけを教えたいのかというんじゃないですけど、医療の関係については専門用語が本当に多くて、病院に行っても普通でもわかんないのに、こうと言われて流されてもあつという間に終わっちゃうような感じで。

司会者

それは、証拠調べの証人を調べる中身自体がわかりにくいと、こういう話ですか。

3番

そうですね。

司会者

その先生は、何のために来ているかというのはどうですか。

3番

結局被害者が怠ったためにそういうふうな症状が出たんですよというような経緯はわかったんですけど。

司会者

そのために来ているなというのわかるわけですか。

3番

そうなんです。だったら、それをもうちょっと簡潔か、こういう言葉があったら、それはこういう意味ですよぐらいに言ってくればいいんですけど、急に言われても私たちは流れちゃうだけで・・・。

司会者

準備不足だったということになりますかね。

3番

頭をぶつけたからこうなったんだよ、遅れたからこうなったんだよでもうあっさり終わっちゃうじゃないんですけど、やっぱり専門用語がわかりにくかったです。裁判所とか、それこそ検察官とかほかの方だと最初にもらった書面の中に多少あったんです。だけど、急に医療関係者みたいのがぼんと来ちゃったりとかすると、それに関してはやっぱりわかんなくなるというか、専門用語を使う職種みたいなところの証人みたいのが来ちゃうと、やっぱり私たちにしてはわかりにくいところが多かったかなという。

司会者

そのところは、もうちょっと工夫が必要じゃないかということになるんですね。

3番

そうですね。

司会者

わかりやすくするんだと。

3番

それを言う必要があれば、もうちょっとこっちにも受けとめられるように。

司会者

ほかどなたか、どうですか。こういうのはないですか。検察官が誰々の供述調書を読み上げますとやるんですけど、何やっているんだらうというのはいないですか。

7番

皆さんのお話を伺っていると、結構皆さん複雑な事件を担当されたかなど。私の場合は、被告も罪を認めていますし、被害者の方がちょっと指を切っているんですけども、4日間の裁判でしたし、割と争点ははっきりしていたし、証人もそんな多くもなかったもので、そういう意味ではとても私の場合はわかりやすい裁判だったかなど。

司会者

一人一人の証言なんか聞いていても、これは何のために聞いているかとか、みんなわかって聞いている感じですか。最終的には。

7番

そうですね。

司会者

ありがとうございます。そのときに、例えば証人が何かしゃべっているとメモなんかしたんですか。

7番

メモしました。本当にわからないので、私結構何から何までメモしちゃったんですけど、メモしているとちょっと聞きそびれちゃったりすることあるじゃないですか。でも、それは何かビデオ撮ってあって、後で、あっ、そういえばあの方はどういう話でしたかなどというときにちょっともう一回見せていただいたりしたので、あんなにメモとらなくてもよかったという。

司会者

事前には申し上げませんでしたか。ビデオ撮っていますから、メモはそんなにしなくても大丈夫ですよというふうには。

7番

私の記憶では、ちょっとその説明はされた記憶はなくて……。

司会者

そうですね。失礼しました。

7 番

何か思い切りメモをとっちゃいました。

司会者

ありがとうございます。ほかの方どうですか。証言を聞いているときどうですか。

5 番

私の事件では、証人が多かったんですけど、どういうときに証人が来る必要があるのかとか、あとどういうときに供述書で済むのか、それが最後になってやっとわかったというところがあります。弁護士さんが否認をするんですよね。それが最後までわからなくて、あっ、それでこんなに証人がたくさん来るんだというのが最後にわかりました。一人一人の証人が何のためにというのは、事前にやっぱり法廷に出る前に解説をしてもらったので・・・。

司会者

裁判所が解説したんですか。

5 番

そうです。

司会者

証人から話を聞くときに、例えば聞くほうの検察官とか弁護人がこの証人からこういうことを伺いますよというふうには言わない。

5 番

ちょっと余り・・・。

司会者

そこは余り記憶がないですか。

5 番

記憶がなかったです。

司会者

でも、いずれにしろ何らかの配慮があって、この証拠が何のためにあるかという

ことは必ずどこかで説明があったのですか。

5 番

そうです。

司会者

そして、わかるようにして証拠調べしたと、こういうことになるんですかね。

5 番

はい、そこはわかりやすかったと思います。

司会者

ありがとうございます。

岩本弁護士

ちょっとお聞きしていいですか。

司会者

どうぞ。

岩本弁護士

この事件で、ちょっとこちらの資料を見るとDNA鑑定が問題になったりしたんですかね。

5 番

はい。

岩本弁護士

さっきのお話だと、やはり鑑定の専門家とかの尋問も行われているんですか。

5 番

はい。

岩本弁護士

さっき専門用語がわかりにくいという御指摘がありましたけれども、この件ではその辺いかがでしたか。

5 番

私は、全部はわからなかったんですけど、DNAとか、あとは司法解剖のこととかあって、わからないんですけど、でも検察官の方もそこはきつこちらの顔を見て、わからなそうだったら追加で質問をしてくれていたんで、そこでその用語は何のことですかというふうに追加で聞いていってもらえたので、大体そこはわかりました。後からこちらからも質問できますし、そこは検察官の方がすごく導いてくださったという印象を持っています。

岩本弁護士

そうすると、我々弁護士や検察官は、やっぱり裁判員の方の反応を見て、ちょっとこれはついてきていないかもなと思えば、そこでフォローの質問をするみたいなことが有効ということかもしれないですね。

5番

そうですね。そう思いました。

渡邊裁判官

4番さん、5番さんの事件の手元の資料で拝見させていただくと、検察官の書類をまずちょこっと調べて、証人を調べて、また書類をちょこっと調べて、証人を調べてというのが何回か繰り返されているみたいな、そんな感じでしたか。

5番

はい。

渡邊裁判官

これは、私は中身はわからないんですけども、これはあるひとまとまりの事実関係について書類と証人、また1つのまとまりについて書類と証人と、そういう感じだったんですか。

5番

そうですね。関連があるものもあれば、一つ一つ段階を追って何々の証拠、何々の関係の証人、大体証拠の鑑定の証人が多かったんですけど、どこの付着物の証人、どこのどれどれの証人というふうに結構それぞれ・・・。

渡邊裁判官

パート，パートに分けて。

5 番

はい。なので，全体を通したらつながるんですが。

渡邊裁判官

そのやり方自体はどうでしたか。わかりやすかったですか。ほかの事件をやられていないので，比較ができないかもしれませんが。

5 番

こんなに全部やるんだというふうに思ったんですけど，やっぱりそれは今回の被告のほうで否認をしているというのもあって，一つ一つ証拠自体が適正に集められているのかというところを争点に争っていたのかなと思うんで，長かったんですけど，わかりやすかったことはわかりやすかったと思います。

司会者

4 番さん，いかがですか。同じことで。

4 番

私も 3 番さんから言われたように，難しい用語があるという話があったんですけども，我々の検察官は本当にわかんない用語は結構つついてくれて，それをわかりやすく説明してくれるんで，やっぱり検察官の担当者によってこんなにも差があるのかなというのは。我々のときは，本当にわからない用語があれば検察官がどんと質問してくれて，この言葉はこういうことなんだというのを大体わかったという記憶があります。

司会者

そうすると，そこは大事ですね。

南部検察官

そうですね。

岩本弁護士

DNA鑑定に関しては、何かDVDみたいなものでDNA鑑定はこういうものですよみたいな証拠も検察官のほうから出されたりはしましたか。一般論というか・・・。

司会者

解説ビデオ。

岩本弁護士

解説ビデオを使うケースがあるんですけど。

司会者

DNA鑑定とは何かというような解説がありましたか。

5番

そういうものはなかったと思います。

岩本弁護士

DNA鑑定がどういうものかというのは、証人が説明したという御記憶ですか。書類ではなくて。もし御記憶なければもちろんいいんですけど。

4番

DNAも結構突っ込まれましたんで、鑑定者の方もいろいろこうこう、こういう感じでDNAを調べましたと、本当にそれで適正なんですかという部分、DNAの担当者の方も自信を持って来たのに結局そういういろんな質問に対して何か最後自分のことをちゃんと言えたのかなみたいな、それぐらいまでいろいろと詰められていました。

岩本弁護士

DNA鑑定ってこういうものですか、こういう順番でこういう機械を使ってやりますよみたいな説明は、多分証人が口で説明するんですか。

5番

質問と答えを通して、最終的には解説してもらったと思います。

岩本弁護士

ビジュアル的なものではなくても話である程度イメージはできたということですか。

5 番

そうですね。結果の画面だけ見せてもらって、数字が羅列されているような結果だけ見せてもらったんで、最初はわからなかったんですけど、質問と答えを聞いているうちに証人の方がどんどん解説してくれて、そこにもやっぱり検察官の方がどんどん切り込んでいったので、最後はよくわかったつもりでした。

岩本弁護士

弁護人がどこを問題にしているかというのもある程度聞いていて、弁護人はここがおかしいと言っているなというのも質問を聞いている中である程度、それは納得できるものかは別としてわかりましたか。弁護人としては、鑑定の全体像がちゃんと伝わっていないと弁護人がどこを一体問題にしているのかというのが伝わらなくて、結局弁護人の主張が伝わらないということをちょっと危惧するところがあって・・・この様子だと余り弁護人の意図は伝わっていなかったみたいですね。それは別に皆さんのせいではありませんので。わかりました。

司会者

今の話の続き聞きますかね。ちょっと関連するんだけど、書面を読む証拠調べと、それから本人から話を聞くのとどんなイメージですか。どっちがいいとか、わかりやすいとか、聞いていて飽きないとか、何かいろんな感想があると思うんです。証人を聞くのと、その人から聞き取った話を読み上げるのはどこがどう違いますか。何か御意見ないですか。感想。両方やっているわけですよ。

4 番

ちらっとですけど、証人が来てもやっぱり年配の方が来られて、事件から裁判までが長いんで、記憶がうっすらしているというあれだったんで。

司会者

そうなってくると、なかなか聞いても隔靴搔痒だなというのがあられるんですかね。

4 番

ええ。

司会者

書面を読み上げるという、人がしゃべったことを書き取ったものを読み上げる、調書を読み上げるというものが必ずあったと思うんですけど、そのあたりはどういうふうに見ましたか。わかりやすいねという感じなのか、何やっているんだろうという感じですか。長いなとか、いろんな感想があると思うんですけど、何かないですか。1番、2番の方も含めてどうですか。その違いというのは何か感じないですか。

どっちも同じですか。特に差がないですか。

7番

何度も言うようですけど、やっぱり皆さんの本当に複雑で、私の裁判は複雑ではなかったの、読み上げていただいただけでも十分……。

司会者

わかりやすい。

7番

ええ。

司会者

被害者がそのときどんなことをされて、どんなことを思いましたかという。

7番

はい。

司会者

長いなという感じはしましたか。それはない。

7番

いや、長さは感じないです。

司会者

読み方はどうだなということはありませんか。そこまではない。

7番

皆さん上手に読み上げていると思いますけど。

司会者

人がしゃべったことを調書にとって、ずらずら30分も読まれたんじゃ眠くなっちゃうだろうなというふうに僕らは思うんだけど、その感じはない。1番の方なんかはそういうのはなかったですか。人がしゃべっているのを聞くのと、それから書いたものを読み上げるのと差がありますか。

1番

やはり人がしゃべるという行為というのは、いろんな感情が入るじゃないですか。読むのはただ読んでいるだけ。

そういう意味では、人がしゃべるということのほうが重みがあるような感じがあります。

司会者

2番の方はいかがですか。どんな感じを。

2番

私は、読み上げるほうも人の話も両方十分に理解できたと思いますが、ただ人の話すというのはいろんな表情やら、どこかに何か観察しているとちょっと複雑な、怪しいなとか、何かそういうちょっとした細かい部分が観察できるという面で、それを聞くというのは非常によかったと思います。

司会者

ありがとうございます。今度そうすると、そういう証人とか被告人から話を聞きますけど、そのときに当事者が聞くのは聞いているんですけど、自分でも聞こうかなと思うときがあるのかなと。それは聞きましたか、聞けなかった。もしくは聞けないとするとなぜ聞けないかとか、なぜ聞いたんですか、そのあたりはどうですか。例えば3番さんどうですか。何か質問しましたか。

3番

私は質問しました。

司会者

やりにくい。

3番

いや、やりにくいというよりも、やっぱり自分でわかんない点、それこそ今回お二人一緒だったんです。聞いてくださいとも言われたし、聞いていいものだったら、やっぱり自分で納得いかないものは聞いて納得できれば、それが結局判断材料の一つになるということ。

司会者

こちらがお尋ねしたいのは、何かハードルがあったかどうかです。ここ聞きにくいなという、そういうのはなかったか。

3番

でも、そんなに重い事件、傷害致死なんで、それほど相手に対してもすごい重いことを聞いちゃって、これ聞いちゃったらとか、そういうのもなかったし、これは聞いたら怖いなという何か・・・。

司会者

なるほどね。事件によるわけね。

3番

そうです。被告の重さじゃないですけど、犯罪の重さによって、何かこれを聞いたらちょっと後で怖いんじゃないかじゃないけど、そういうのもやっぱり余り感じないじゃないですけど、そういうのもあったかなと思います。

司会者

どなたか聞けなかったという方はおられますか。皆さんいろいろと御自分で質問されたりしているんですか。

1番

裁判長が意外とフォローしてくれまして。

司会者

フォローというのはどうぞと。

1 番

どうぞ、どうぞと、そういうあれを。

司会者

それ大きいですか。

1 番

やっぱり大きいです。迷っているときにどうぞと、こういうあれが。

司会者

聞きやすい雰囲気を裁判長がつくってくれると、こういうことですか。

1 番

ええ。

司会者

そうすると、逆に言うとそれがないと聞きにくいですか。

1 番

そうですね。やっぱり迷っているときはその一言が。

司会者

皆さん質問されたんですか。質問された。そうですか。どうぞ。

5 番

証人の方に聞くんですけど、聞きやすい方と聞きづらい方がやっぱりいました。単に鑑定している方には聞きやすいですけど、被害者の遺族の方とかには聞きづらいつらいつら、そういうことは被告人が近くにいる中で踏み入ったことを聞いて、何か・
・・・。

司会者

恨まれても嫌だなど。

5 番

そういうのはありました。

司会者

こういうのを聞くのは恥ずかしいなとかなんとかということはあったですか。とんちんかんなことを言っていないかなとか、そういうことはないですか。

5番

そこは素人なので、割り切りました。

司会者

むしろ言いやすいですか。こっちは素人なんだから、何だって聞いたっていいだろうと、そういう感じですか。

5番

裁判官の方がすごく促してくれたんで。

司会者

それは大きいですか。

5番

はい、すごく大きいです。

4番

やっぱり一番最初が本当に質問していいのかどうか、どういうことを質問していいのか、我々も結構後半というかで。裏に戻ってよく話し合っ、裁判長に言うわけです。ここはどうなんですか。だったら実際に聞いてくださいと。

司会者

そうくるわけですか。

4番

はい、その辺で肩の荷がおりて。

司会者

ということは、皆さんやっぱり自分で聞きたいなというふうには見ていて思うわけですね。だけど、それをなかなか言い出すにはいろいろとハードルがあって、そ

れを裁判長が背中を押したり，言いやすい雰囲気をつくったりするとしゃべりやすくなると，こんな感じになるんですかね。どうぞ。

1 番

やっぱりどういうところまで聞いていいのかという，そのことですよ。そこで迷いますよね。だから，例えば今回の場合も被告にあなた今どんな気持ちですかという，そういう質問ですよ。今たくさんこの法廷に来られているけど，お友達，御家族，今どんな気持ちでいると，そういう気持ちを考えたことがありますかと，そういう質問を聞いていいのかどうか，私あえてしましたけど。

司会者

それは，事前に例えばこんな質問していいんですかということは聞いてみたりしたんですか。そんなことはしない。

1 番

しなかったです。一番聞きたかったと。

司会者

特にそれだからといって何か悪いことが生じたとか，それはないでしょうか。

1 番

それはなかったです。だから，どんな気持ちで，そういう相手の気持ちも今御本人は，被告は思っているのかどうかという，そういう気持ちをちょっと，そういうことです。

司会者

ありがとうございます。ちょっと話がかわっちゃうんですけども，いろんな証拠をごらんになったんだと思うんです。証人に話を聞いたり。この中でこれ何のために聞いているんだ，必要ないんじゃないかというのを思い当たったことありますか。こんな証拠要らんじゃないか。それから，逆に言うところこういう証拠がある必要があるね，それなのになぜないのと，こう思ったことはありますか。要するに証拠の過不足，そういうのを感じたことはありませんか。この点についてはこんな証拠がな

いと判断できないよとか、この点についてはもう十分だと、こんな余計なもの調べる必要ないんじゃないかと、こういうのはどうですか。

3番

私の場合の裁判の中で、被害者の方が階段を抱えて上げさせられたというのがあったんですけど、階段にもそこまでどうやって抱えて上がるような階段なのかってあるじゃないですか。階段の急さとか階段の階数とか。結構それを簡単に抱えたんだよ、そこも結構話し合ったような気がするんです。歩けないような、階段も上がれないような状況で部屋まで送ったんならどんな階段。2人がかりだったとかというんですけど、それは何もなかったんです。だから、そういうちょっとあったほうがいいなというものは感じたことがあります。

司会者

逆に、要らないなというのは何かありましたか。

3番

全体が少ない。そんな感じがしました。

司会者

絞り込まれてはいた。

3番

そうですね。

司会者

余計なものは感じなかった。

3番

そうですね。

司会者

ほかの方はどうですか。要らない証拠があったなという印象はありますか。何でこんなこと聞いているんだよというのはなかったですか。もっと知りたいなというのはあったですか。もちろんそれは判断のために必要なのにないねという、そうい

う意味ですけど。どうぞ。

1 番

証拠は多いにこしたことはないですね。

余分だというあれはないと思います。基本的には。

司会者

だけど、何回も何回も同じことを言って、しつこいなとは思っていませんでしたか。

1 番

証拠の種類ですね。種類が多いとか少ないとかという問題ならば多いほうがいいです。無駄なものは一つもないと思います。

私、今回の裁判の証拠というのは残念ながら、先ほどお話ししましたようなことで決定的なナイフ、凶器がないということです。あと、現場の写真ですから、だからある意味では少なかったのかという。証拠はふと考えると余りないですもんね。現場の写真と、それからあと衣服の写真がちょっと。

司会者

そういう意味じゃ、証拠のない事件というのは、それはしようがないとか、検察に出せとやって集められないものは集められないよということになるので、その点はやむを得ないんだけど。

1 番

ええ。だけど、判断する場合困りますよね。ないからしようがないということになりますと、じゃ何を基準に判断したらいいのかということになりますよね。我々は、先ほど言いましたように、現場に行ったわけでもないし。そういうことです。

司会者

どうですか。ほかの方は。どうぞ。

5 番

証拠自体は、やはりある分にこしたことはないなというのは同じ意見で、ただ1点、これは本当に必要なかと思ったのは、拘置所か何かでの検察官からの尋問を被告

の方が拷問に近い形で受けたんだというようなことを弁護側が主張してきたんですけど、それって今回の事件に関係ないんじゃないかなというふうに思いました。何か印象的な話を進めているなという感じはありました。

司会者

そうすると、その証拠というのは何のために調べているか説明がなかったんですね。

5 番

それはなかったかなと。

司会者

というか、わかるようにはしてもらえなかったと、あったかもしれないけど、結局最後までわからなかったと、こういうことになるわけですか。

5 番

そうですね。

司会者

唐突な感じがするわけですね。事件じゃなくて、取り調べの様子をとっている感じのやつと。

5 番

はい、そうです。

司会者

それは何のためですかという話が仮に説明されていても、自分としては理解できなかったと、こういうことになるわけですか。

5 番

そうです。納得まではいかなかったかもしれないです。あと、先ほど弁護士の方が御質問いただいたことがやっとわかって・・・。

司会者

どうぞ。

5 番

もともと供述書というか，書類だけだったものを弁護士側がきつと却下して，DNA鑑定証人まで連れてきたということがあったんですけど，確かになぜ証人まで連れてきたのかなというところまではわからなかったです。証人を連れてくるといことは却下しているわけなんですよ。

岩本弁護士

多分何かの検察官の証拠の書類について，弁護人がきつと証拠ではそれはだめだということで証人を呼んできたんでしょけど，じゃ弁護人はどこを問題にしているかというのはきつと伝わらなかったために何で証人を呼んだんだろうと。

5 番

はい。ほかのところは，なぜ呼んできたのかわかるから証拠もいっぱいあったんですけど，確かにDNAのところは間違いはないんじゃないかなという印象は受けました。それは，証人が来たからより理解が深まったというのはあるかもしれないですけど。

司会者

なるほどね。そういうメリットはあるのかなという感じですか。

5 番

ええ。

司会者

紙読み上げるよりはわかるようにして，わからなければ質問ができるということですか。

5 番

はい，そうです。

司会者

どうもありがとうございます。それでは，もう一つだけちょっと評議に行く前に，訴訟活動でお伺いしたいんですけど，検察官が冒頭陳述というのを最初にやるんで

す。その後、最後に論告弁論をすると。同じように弁護人も冒頭陳述をやって論告弁論をすると。それどうだったですか。感想だけで結構ですけど、聞いていて何を言っているのかなというのはわかりますか。

記憶ないですか。

3番

書類が来ちゃっているじゃないですか。

司会者

そう。まず書類が。あれです。

3番

そうなんです。書類が来ちゃってある程度書いてあるから、言われたことを全部聞いていなくても頭に多少入ってしまっているから、そんなに難しいというよりも自分なりに理解はしていつている、初めて聞けば多分難しいのかもしれないんですけど、中身が入っていたから、もう多少理解をしていつて聞いているから、これねという感じで。

司会者

紙はその場で配ると思うんです。

3番

でも、やっぱり待っている時間とかもあるし・・・。

司会者

あるね。しゃべっている間も目で追えると。

3番。

はい、こういう事件ですよともう言われていたから。

司会者

こういう事件ですというのは、起訴状を読んで、それで、こんなこと、全体を詳しく説明するわけですね。

3番

そうです。書類に入っていたから、それで言われている分には全然いい悪いという感じもないです。

司会者

今のお話だと、冒頭陳述は紙があったのでよかったねということは言えるんですね。

3番

ないと多分聞き漏らしだったりとか、同じ名前がうちの場合は出てきたりしたのもあったんで、ごっちゃに・・・。

司会者

整理がね。

3番

そうなんです。そういうのはあったと思います。

司会者

じゃ、紙も含めて聞きます。冒頭陳述という紙が出て、しかもそれをもとに検察官が前へ出て、前へ出るかどうかはわかんないけど、しゃべって説明しますよね。この事件はこんな事件ですと、こういうふう立証していきますとまず前振りをするわけですよね。あれを聞いていて、印象ありませんか。どうでしたですか。簡単に印象を。

5番

印象でいうと、どちらも資料があったのでわかりやすかったんですけど・・・。

司会者

紙があって。

5番

はい。検察官の方の説明が結構長く続いて、結構細かく経緯とかも説明してくれたので、かなり犯行をしたんじゃないかというふうに印象を持つんです。その後弁護人の方が今回は無罪ですと一気に全く違う発言をしてくるんで、混乱といいます

か、どうしてこんな1つの事件に対して真っ二つに分かれるようなことになっちゃっているんだろうという印象を受けました。

司会者

でも、そこからその先判断するんだということはわかりますよね。

5番

はい。

司会者

そういう意味じゃよかったですか。

5番

そうですね。最初にはっきりと主張の内容はわかったと思います。あとは、もうこれは個人的な感想なんですけど、やっぱり事件柄弁護人が言えることというのは少ないというか、すごく厳しい立場で弁護しているんだろうなというのもあって、弁護人の方の主張が弱くは感じました。そこは事件柄というのものもあるのかもしれないです。

司会者

ありがとうございます。大体そんなところでしょうか。どうぞ。

1番

最初に法廷へ入って、検察の方の話を聞いて、弁護の方からお話を聞いて、ここから始まるんだなという、そういう感じがまず1つ・・・。

司会者

セレモニーとしてね。

1番

ええ、ここから始まるんだなという。それと、ずっと後で考えるんですけど、やはりこの法廷で検察側と弁護側の演技力というか、しゃべる力量というんですか、力量に大分左右される感じを受けます。だから、やっぱりきちんと力強くお話しする方と、ちょっと弱々しいという感じの方と見比べますと、やはり演技力というか

表現力というんですかね、そういうようなものの力量が問われる、そういう場面じゃないかということを感じましたけど。

司会者

それは、判断に影響しますか。

1 番

多少はするでしょうね。しゃべった感じですよ。

司会者

印象が違う。

1 番

ええ、印象が。これは、やはり大事なことじゃないですかね。弁護する方も、検察側の方も発言力というんですか、こういうようなものはやっぱり大きいと思います。そんな感じを受けましたけど。

司会者

ありがとうございます。それじゃ、あと何かありますか。これで評議に入りたいと思うので、あればどうぞ。

南部検察官

今の冒頭陳述ということに関連しまして、印象というところで結構なんですけれども、先ほど5番さんのほうから検察官が長く詳しく説明をしてくれたというようなお話がありましたが、我々も訴訟の冒頭の段階で事案をよりよくわかっていたために工夫している中で、情報量が多いほうがいいのか、あるいはもっとシンプルに、後々証拠調べで話が証人ですとか証拠で出てくるわけですから、最初はコンパクトに、要するにこういう意見という形で示すのがいいのかというところで、やはり考え方はいろいろあるところなんですけども、御自身の経験されたところでの冒頭陳述の分量ですとか、その辺についての印象というのをちょっとお伺いできればと思います。

3 番

私は、あったほうがいいと思います。長いほうがというか、そのときにぽっと言われてもその把握ができないんなら、最初にちょっと長くてもあったほうが自分なりにわかんないところもチェックできるし、こういうところを聞くこともできると思うんで、それは短くして突然ぽっと言われるよりは最初からあったほうがいいと思います。持ち出せないわけですけど、そこにいる時間はあるわけだし、そこでちょっと勉強というわけじゃないですけど、目を通すこともできますから。

南部検察官

ありがとうございます。そうしましたら、1番さん。今の点に関しまして、冒頭陳述のあるべき分量といたしますか、印象みたいなところについてお話を伺えればと思いますか。

1番

要するに量ですか。

南部検察官

はい、情報量といたしますか。

1番

今回の場合は十分だと思います。我々のところの関係では。検察側のお話はよくわかりました。そういう意味では問題ないと思いますけど。

司会者

じゃ、大体そんなとこですかね。ちょっと若干5番さんの発言で気になりましたが、やっぱり最初に冒頭陳述聞くとやったんじゃないかなというふうに思うようになりますか。それで、今度弁護側から聞くと、あっ、そうでもないのかなと、こういうふうに揺れる感じになるのですか。あれは主張書面で、これは証拠じゃないという説明はなかったですか。これは検察官がこう考えているだけだという説明はなかったですか。

5番

証拠ではないという説明ははっきりと聞いたかは覚えていません。ただ、1枚の

紙なので、確かに証拠ではないという、これで決めつけたわけじゃないんですけど

印象としては、こういうことをやっちゃったんだという印象になって、私が聞いた弁護人の方だと、弁護人の方の印象が薄いので、そうするとやっぱり最初の重さで検察官の方が勝っちゃったような、そういう状況になります。

司会者

なるほどね。ありがとうございます。

岩本弁護士

今のに便乗して聞かせていただきたいんですが、逆に弁護人の印象が薄かったという話ですけど、弁護人が押しつけがましいと、それ言い過ぎだぞ、弁護人というのをお感じになったケースはなかったですか。例えば刑の重さが問題になった3番さんの事件とか7番さんの事件だと、こういうことで刑を軽くしてくれということをお感じになりますよね。それはないだろうと思ったような主張というか。

3番

いや、それはないだろうというか、うちの場合は結局被告人を弁護しているわけであって、じゃ被害者は亡くなっちゃったわけですよ。だから、その気持ちの入れようが対等なのかなどというのは感じます。いる人に関しては強く言える、その人の意見も聞けるけど、弁護するにしてもこういう話をしましたと。例えば、じゃ亡くなった側のほうの弁護をした場合とかの感情移入じゃないんですけど、意見がないわけじゃないですか。だから、検察も弁護士さん側もそうだと思うんですけど、いる人の立場の感情、いない人の立場の感情じゃないんですけど、その辺の気持ちの弁護というか、そういうのはいつもというか、テレビとかの世界は別なんだろうけど、思いますよね。

岩本弁護士

被害者に弁護士がつく制度もあるんですけど、今日の皆さんはいずれも被害者の参加はなかった事件ですか。

司会者

ないようですけど、だから3番さんは被害者の立場も見るといふ感じなんですかね。

3番

うん、そうなんです。だから、私たちが判決するにも被害者がいなかった分、死んじゃった被害者の気持ちはどうなのというような持ちかけもあったんです。だから、一方的に悪い人だけの意見じゃないけど、といつても意見の言えない人の気持ちとか、遺族じゃないですけど、そういうのも弁護なり検察側じゃないですけど、というのはあつてもじゃないけど、それは全然接触ない私たちとしては。

岩本弁護士

弁護人の主張で何かありましたか。

7番

私の場合は、被告が一応罪は認めているんです。弁護士の立場から、じゃ何を弁護するかというともう情状酌量なのかなといふ感じなんです。ですから、私としても、じゃ情状酌量できるんだつたらどこなんだろうといふところなんですけど、弁護士さんの主張とか、書いてあるメモ、用紙が配られましたね。こういうところがポイントですといふことが何かちょっと子供じみちゃっているように感じて、ごめんなさい。

岩本弁護士

いえいえ。

7番

何人かで強盗に入っちゃったわけですけども、刃物を持っていた人は別な人で、例えば切ったのは自分じゃないとか、そういう主張つて、確かにその人じゃないにしても、だつてみんなで行つたじゃん・・・。

岩本弁護士

なぜそれが刑を軽くする基準になるかが説得的には思えなかつたといふことですか。

7番

そうなんです。でも、そういうところしか言うところがないのかなと思って、その裁判が終わった後に私の知り合いに裁判員裁判でこういうのになったんだという話をしたら、その人がたまたま一時弁護士を目指して勉強していたという人だったんです。自分が刃物を持っていなかったんだから少し刑を軽くしてとか、そういうことだと言ったら、いや、何でも言えることは言った方がいいんだと言われたんですけど、そうなんじゃないですか。

岩本弁護士

そうは思えなかったということですか。それが貴重な御意見なんでしょうね。

7番

でも、逆に弁護士さんとしたら本当にそういうところしか言うことがなかったのかなと。

岩本弁護士

でも、やはり裁判員の皆さんにそれはなるほど、それなら例えば執行猶予でもおかしくないとか、それなら刑をかなり軽くすべきだ、なるほどと思ってもらえる主張を用意するのが我々の仕事だと思いますので、確かにそういう材料がないときに苦しいものがあるかもしれませんけど。

7番

それちょっとかわいそうかなと思って。

司会者

それじゃ、時間もありますので、次の話題に行かせていただきますが、次は今度は当事者がいなくなって評議室というところへ来て、さあ、訴訟、審理は終わりましたと、これから中身決めていきましょうねと評議をやっている中身について、どんな話し合いをしたのかという話をざっくりばらんにお話ししていただければありがたいなと思います。まず最初に、普通はどういう評議をしているのかなということで、普通は争点もそうなんだけど、客観的事実があったのかどうかとか証拠調べは公訴

事実のこの部分については証拠はありましたかねということはやるんですか。そういうことを点検していくのが多分最初なんだと思うんです。それやった後で、さあ、この評議では何を評議するんですかと、みんなで何決めるんですかということはどうなんでしょうか、確認みたいなことをするんでしょうか。どうだったですか。1番、2番の方は争点が複雑でしたね。そこらあたりかなり複雑だけど、ここらあたりをみんなで決めますという話はもう一回確認作業をしたんですか。

1番

どうなのかね。そこまでいっていないよね。

司会者

そんな感じでないですか。

1番

ええ。

司会者

そうすると、これから何するんだというのはどんな感じで入っていくんですか。その評議に。イントロダクションというんですか、何をするんですよという話はないですか。

1番

要するに刑を決めるという・・・。

司会者

最終的にはそうなりますね。有罪であれば。

1番

だから、結局状況をよく裁判長に説明していただきまして、比較的わかりやすかったです。

司会者

すっと評議に入っていた感じですか。

1番

はい。

司会者

2番の方も一緒ですよ。

2番

一緒です。

司会者

そんな感じですか。

2番

はい。

司会者

どうですか。4番の方。

4番

やっぱり裁判長の方が誘導してくれるじゃないですけども、内容によってみんな
で話して行ってやっていったような記憶だったような。

司会者

DNAの事件ですよ。

4番

そうです。

司会者

犯人性だなど、犯人かどうか争いかなという話が最初あって、これについて今
から評議しましょうねと。

4番

課題ごとにやっていきました。

司会者

そして、まずじゃこの段階ではこの犯人性を認めたり、この事実についてあるか
ないかやりましょうねというような感じで。

4 番

そうです。

司会者

ホワイトボードって使うんですか。

4 番

使いました。

司会者

こちらも使っている。

1 番

はい，使いました。

司会者

そして，テーマごとに分けていく感じですか。

4 番

そうです。

司会者

そうすると，評議では何を話し合うかというのはきちんと明らかにしてやっていく感じですか。何でもいいからしゃべってねという感じじゃないのね。

4 番

そうです。

司会者

そのときに自分で発言できたんですか。

1 番

非常にスムーズに裁判長がいろいろ状況を説明していただいて，しゃべりやすかったです。言いたいことを言えました。それから，ボードにきちんとレジュメを書いていただいて，それに基づいて一つ一つ。なるだけ我々の意見を聞こうとされる，そういう雰囲気が見られました。

司会者

そういう雰囲気づくりもよかったということですか。

1 番

ええ。そういう意味では、非常にやりやすかったです。

司会者

そうですね。ありがとうございます。どうでしたか。

2 番

とにかくいろんな意見，あらゆる意見，何でもいいから出していくという，全部ボードに書いて，それは部分的にやっていくわけですけども，そういう雰囲気というか，意見を出しやすい雰囲気というのは裁判官の方が大分つくっていただきました。

司会者

ありがとうございます。どうですか。どなたでも。どうでしたか。

3 番

一応いろんな意見出ました。最初は何も聞けなかったところで自分たちのあいだでは決めつけみたいのがあったんです。でも，裁判長の方とかが，いや，過去はどうか，そういう前例はとかというんで，でも最初に僕たちの意見を言ってしまうと考え方が変わったりというんで言わなかったんです。そこでもう違って，後々話を照らし合わせると納得いったような感じだったんですけど，だから最初から言われちゃうともうそれが当たり前になっちゃって，多分言えなかったかもしれないです。

司会者

そうすると，やっぱりまず裁判員の方に意見を言っていたかというほうがいいですか。

3 番

と思うんです。事例やらなんやらを出されてしまうと，もうそれがはかりみたいというか，物差しになってしまうんで，そうなんだ，じゃそれでいいんじゃないみ

たいなところもあるので。

司会者

そういう意味では、そういう配慮があったほうが良いということですね。

3番

私たちのときはそういうふうに先に言わないで。

司会者

ありがとうございます。4番の方はどうですか。やっぱり発言できましたか。

4番

できました。皆さんもやっぱり、うちの仲間はみんな意見が言えない方はほとんどいなかったです。

司会者

気おくれというのはないんですか。

4番

そういう雰囲気だったです。

司会者

雰囲気がそう。

4番

ええ。

司会者

それは、やっぱりどこからそうなるんですか。やっぱり裁判官とか裁判長がそういう配慮をしている感じなんですか。

4番

やっぱり配慮じゃないですかね。言いやすいようになっています。

司会者

そこは、やっぱりどうしても必要ですね。

4番

ええ、何でも言えちゃうみたいなの。

司会者

今のお話で出たんだけど、裁判員の一人一人がしゃべれるんだけど、例えばそれに対して反論とかなんとかって言いやすいか。いや、それは違うんじゃないのという話は出るんですか。裁判員同士でも。例えば裁判官と裁判員でやり合うことがあるとか、裁判員同士であなたが言っているのはそれは違うよということと言える雰囲気だったのかどうか、そのあたりはどうですか。

3番

意見が違いますよというのを、みんな私たちの場合は自分だったらこういう意見ですみたいな感じで、一応自分の意見は言いました。だから、反対するというよりも、私はこうだから、じゃみんなはどう考えているのかなぐらいを求めたような感じはします。

司会者

例えばある議論について結論が割れて、いや、それは違う、そこはそういうことじゃないよとか、そういうやりとりというのはあったんですか。そういうことがやれるのかどうか。裁判官に向かって文句を言えますか。裁判長、それ違うよと。

3番

言えません。でも、やっぱり経験豊富ということと、理解している分が大きい分、やっぱり素人感覚の意見なんで、絶対ですよねという言い切りはできないです。

司会者

でも、そうですかという疑問は言えるでしょう。

3番

でも、それをうまく言われてしまうと、そうですねで納得。

司会者

どうですか。議論の雰囲気だけで結構なんです。実際にこうだったというのはいいとして、裁判員同士で議論ができているのか、それから裁判官との間で言い合い

ができるのかというのとはどんな感じですか。

1 番

我々のところは、比較的意見はまとまっていた。どっちかといえば。

司会者

まとまっているというのは、みんなが同じような意見になる。

1 番

そうです。だから、先ほども言いましたように、言いたいことは結構言えたと思いますし、それから特に裁判官の方がお二人おられて、その方がまた丁寧にいろいろフォローしていただいてやっていただきまして、結局気持ちよく、気持ちいいというのはおかしいんですけど、スムーズにできまして、最後は演技指導じゃないけど、実際にこういうところへ出て現場の再現を2人でこういう形じゃないかというような形で、そこまでやりました。もみ合っている状態のあれを言葉だけじゃなくて実際にこういうところへ2人出て、それでこっちから来たんじゃないかとか、こうじゃないかとか、2人で被害者、加害者になって、そういう演技指導じゃないですけど、こういう場面はこうじゃないかという実際の場所でやりました。

司会者

そのときに、だから意見が割れるということはないんですか。どうなんですか。

5 番

大筋ではその犯人がやったのか、やっていないかというくらい割れることはないので、細かい手段だったりとかそういうところでこうじゃないか、ああじゃないかと話を、若干違う意見とかは出てきます。

司会者

それは出るわけですか。

5 番

それはそうです。一人の人が言ったらそれで決まりというわけじゃなくて、裁判員がそれぞれ私はこう思うとか、こうじゃないかなというぐらいの話だったらでき

ていたと思います。

司会者

そのときに違う意見を言った人たちというのは、次から次へと、いや、そうはいってもこうだとかって、議論になっていくんですか。どうなんですか。

4番

そういうのはなかったです。

司会者

議論という感じではない。

5番

そこまでそういう、交わし合うというぐらひはなかったですけど、一、二回そういう感じになって、あとは何かすごく重大なところでもなかったですけど、大筋では方向性は一緒だったので、真っ二つに分かれるということじゃなかったです。

司会者

だから、そういうふうに意見が分かれたとき、どうやってまとめていっているのかなというのがちょっと知りたいんです。最後ぱんと裁判長が鶴の一声で終わっちゃうというわけじゃなくて、どんな感じで意見というのが収束していくのかな。

5番

それは最後そうやって一声でというよりは何となく空気でこうじゃないかというのが湧き上がってくるわけです。湧き上がってきたものを酌み取っていただいて、最後発言していただいて、それで・・・。

司会者

そうすると、みんながそうならそうだねというふうにまとまるわけですか。

5番

そうですねと最後になるので、全然誘導されたとか、そういうことはなかったです。

司会者

ちょっと話変わりますが、そういうふうな議論をするのに時間的には足りたのか、足りないのかというのはどうですか。もっと時間をかけてやるべきだとか、いつまでだらだらやっているんだ、もっと早く終わりにしろとか、そういう時間的な感覚についてどうですか。評議を大体どのぐらいおやりになったのかな。どうでしたか。多いな、少ないなとかってどうですか。印象で結構です。

4番

最初はやっぱり多いなと思いました。2週間も。

司会者

全体としてね。

4番

ええ。

司会者

評議、話し合いの時間が長過ぎるとか短過ぎるとか何かありますか。やってみてこんな話だったらもっと短くてできるよと、こういう話なのか、議論足りていないな、こんな短く決めちゃうのかと、こういう感じなのか、そこらあたりはどうですか。

4番

最後のほうは時間がなかったような記憶があるんだけど。

5番

時間としては、ちょうどいいか、ちょっと最後は・・・。

4番

急いだような。

5番

時間もないから、ここはしっかりそろそろ結論出そうかという場面もありました。でも、それで不十分という印象はなかったです。そこまでやって、これ以上はいい案というか、そこでもう見え切っただろうなというのが後からの感じですよ。

司会者

どうですか。量刑だけが争点だったということで、7番の方は時間として量刑を決めるのに何日間でしたっけ・・・。

7番

全部で4日間。

司会者

評議としては1日半ですか。

7番

そうです。

司会者

どうですか。

7番

長さについては、適当な長さであったんじゃないかなと思うんですけど、一番難しかったところが併合罪という、その辺で難しさというんですか、その辺のことが結構ひっかかった感じがあったかなと思うんですけど、ちょっと評議ということから少し外れてしまうかもしれませんが、何か私の裁判に出た4日間の印象としてはスケジュールが細かく決まっていますよね。何か私なんかはベルトコンベヤーに載せられて、そのスケジュールに従っていっているなという感じがすごくしました。すごく難しい裁判ではなかったもので、それが悪いということではないんですけど、逆にすごくきっちりスケジュールが決められて、割とそのとおりにちゃんと進んだということでは裁判官の進め方がとても上手だったんだなと思いましたけれども。あと、またちょっと評議と違ってしまっておめんなさい、皆さんのお話聞いていると相当皆さん集まったメンバーが発言することにためらいなく発言されているんだなと思ったんです。私たちの場合も最終的には皆さんいろんな意見を出されました。それはちょっと重たいんじゃないとか、もうちょっとこんなじゃないとかいう意見はたくさん出たんですけども、どっちかというとなんか皆さん今発言したくない、一

番最初の発言者になりたくない、どうもそういう印象を私は持って、何か私が一番最初の発言者に、じゃ取っかかりつくるかななんて思って発言するという感じのところがあったんです。

司会者

役回りをとっていただいて。

7番

とりあえず私が何か意見を言ってみようかなというところから意見を、最終的には皆さん意見を言ってくださるんだけど、もしかしたら集まるメンバーによって大分違うのかなというのもすごく思ったんです。意見がすごくいっぱい出るチームもあれば、なかなか意見が言ってもらえないチームもあり、そういう意味では本当に無作為に選ばれているんですよ。

司会者

そうです。

7番

なので、その集まったメンバーによっていろいろなんだろうなという印象はあります。

司会者

そうだとすると、そういう方が集まったときはもう何にもしなくてもいいけど、普通は最初の出鼻は嫌だなという人が多いんだとするとどうしたらいいですか。どうしたらみんなが発言するようになるのでしょうか。

7番

多分何か言って間違っちゃったら、ピントずれちゃったら嫌だなとかということなんだろうと思います。

司会者

そこなんですかね。

7番

本当に裁判官の方も私たちに気を使ってくださって、発言が出るようにすごく気を使ってくださるんですけど、やっぱり最初ちょっと皆さん下向いちゃってというのはありました。実際の裁判でも、私は遠慮なく発言させていただきましたが、男性の裁判員はお一人も発言されなかったんです。

司会者

法廷で。

7番

法廷で。私なんかは私のポイントがあるじゃないですか。量刑を下すのにここは重要だな、そこを知りたい、これを知らなきゃちょっと全然というところがほかの皆さんにも多分あるんじゃないかと思うんだけど、発言が全然ない方もいらっしやったんです。

司会者

だから、おっしゃるとおりそこは個性なんでしょうね。だから、そうはいつでも個性だからというので置いておくと発言は出ないので、どうしたものかなと……。

7番

日を追ってはだんだん、だんだん発言出てきますし、裁判官の方がじゃ誰々さんどうですか、何か意見ありませんかと満遍なく聞いてくださるので、ですからそういう意味では皆さんそれなりに御自分の言いたいことは言えたと思います。

司会者

そういう意味では、裁判長にそういう采配を与えて成功しているなという感じになりましたか。そんな感じでやればいいのかという感じですか。

7番

そうですね。私裁判官の方も今やサービス業かなと思えるぐらい、私たちに気を使ってくださって。

司会者

そういうところも若干ありますけど、そうでもない。そういうところもないわけじゃ

ないけど、そういうふう引き出す能力も大事だというふうには感じます。今いいお話いただいたんで。やっぱり評議でしゃべれるような雰囲気をつくるのは、そうすると裁判所の仕事なんですかね。ちょっと話それましたけど、じゃ時間についてはそうすると過不足ないなという感じですか。特に多いなとか余計だなとか少ないなということでもない、それはよろしいですか。それから、あと評議というのが数日にわたって行われるわけです。それこそ4日間であれば4日続いて。前日までの評議の中身というのをどうなんだろう、継続してやれるもんなんですか。何にも見ないで継続していくんですけど、それで継続した評議ができたですか。何日間以上もやった方はどうですか。

5番

ホワイトボードを何枚も使って、結構書きためていただいていたので・・・。

司会者

それをハードコピーしてとかですか。

5番

コピーとかはせず、そのまま何枚も置いたまま、翌日前日のおさらいを・・・。

司会者

やっぱりおさらいを冒頭にするんですか。

5番

そうです。おさらいしていただきました。結構4日間と長かったので、前日まではこう決めたので、今日はこことここを決めていきたいと思いますというのがあったので、なので継続していても毎日やっていたので大丈夫でした。

司会者

同じですね。

4番

同じです。

司会者

こちらも長かったですよね。どうですか。かなり多岐にわたる論点だし、それがずっと継続してやっていくんですけど、日がかわっても前の前提に議論できるものなんですか。

1 番

そういう心配はなかったです。絶対忘れなかったです。我々のときは約1か月ですかね。20日間ぐらいですかね。終わるまで。だから、この間は裁判についてやっぱり頭から離れなかったです。

司会者

それは大変でしたね。

1 番

忘れようにも忘れられなかったです。そういう心配はないです。

司会者

2 番の方もどうですか。1か月ずっと頭の中にこびりついていて、寝ても覚めても裁判の話という感じですか。

2 番

そこまではちょっと頭にはないですけども、どこかに何かやっているときふと思ったり、考えたりということは少しはありましたけども。

司会者

特に裁判所で昨日までのおさらいをやりましょうねということはやらなかった。

2 番

おさらいは特になかったと思いますけども、ただ前日も翌日もやっぱり継続していることについて全く問題ないと思いましたがけども。

司会者

どうもありがとうございます。そうすると、前日の評議というのは特に問題がないんですかね。さっきと同じ話なんですけど、何か議論が起きたときに同じ話だな、裁判官から有形、無形の圧力を受けるというか、特にそういうつもりで言っていな

いにしても何となく影響があって、裁判官の言うとおりにさせられちゃったとか、そういうのはどうですか。何かないですか。そこのお話をちょっとしたいんですけど。つまり自由な評議ができているのか、それとも裁判官がいるおかげで最終的には裁判官の言うとおりに結論がなっちゃったし、評議の途中でも裁判官にうんとリードされたとか。評議における裁判官の立ち位置なんですけど、どんな感じですか。印象で結構なんです。例えば量刑だって何だって最終的には裁判官が意見言いますよね。そういうのがそれと離れて自分たちの意見が言えたのか。結果的に議論して負けたというのはやむを得ないにしても、そこらあたりのリードを強く感じたというのはありますか。それから、一つ一つの問題、論点についても裁判官のリードがあったとかというのはどうですか。量刑だけだと余りそういうのは感じなかったですか。

3番

そうですね。反対に、だから皆さんの私はどうだったんでしょうと思うぐらいです。それこそ裁判所のほうとか、裁判のほうで今まではこういう何年の執行猶予が何年でと言われたって、初めてそこに当てはまっちゃっているのか、それとも裁判員さんの意見のほうの結果判決になったことがあるのかというのが私は知りたいです。

司会者

今話に出たシステムのことを先に聞きましょうか。量刑の表をごらんになって。特に量刑を決めるときは表を見ますよね。あれがどういうふうに使われたのかなというのが気になっていて、あれが自分たちの量刑評議にどういう影響があったのかなというところがやっぱり気になる場所なんです。それで、具体的にどうだったのかというお話とそれがどう影響したのかというあたりをよろしければ。

7番

私たちは、その表は最終的には見せていただきました。そして、その量刑についてなんですけど、みんなで話し合っ、そして実際の量刑について一般的なことは

どうなんですかということでその表が出てきたような気がします。最初からこうですということではなくて、ですから私たちの裁判に関していえば、最初に裁判官の方がこうですねということは本当になくて、私たちはとりあえずみんなの意見を聞き、じゃ実際はどうなんだろうかと誰かが言うと、裁判官の方が何かを示してくださるとか、印象的にはそんな感じだったです。ただ、表で何をしたら何年というのは全部違いますよね。どれ一つ同じ事件というのがないので、ぴったり当てはまるというものはあり得ないんですけれども、でも最終的には私たちは本当に素人ですから、なるべく不公平がないように、被告人にも不公平がないように刑は決めなきゃいけないと思うので、最終的にはそういうものを参考にし、裁判官の御意見なども伺い、最終的な意見に達したと思います。

司会者

そうすると、今のお話ですと量刑の検索システムという表は見たけれども、それについては、これは参考ですよという説明があり、ぴったり同じものを探すんじゃないという説明もされたと。

7番

はい。大体それもこの表だと強盗致死で何とかとか、こういうのですと全部説明して。

司会者

それはいつごろ示されたんですか。量刑についてみんなで考えようという最初に見たのか、最後に見たのかというのはどうですか。

7番

最初じゃないです。多分最初じゃないと思います。

司会者

相当みんなが意見を出してから。

7番

ある程度・・・。

司会者

いってからという。

7 番

ただ、その辺のこともちょっと・・・。

司会者

最初に見せられたという記憶ではないという感じですか。

7 番

ないです。

司会者

4 番の方， 5 番の方， どうですか。

4 番

最後に見ました。

5 番

最後です。

司会者

それについては，どんな説明があったんですか。これは何ですよという説明はどうですか。これに従って決めましょうねという話なのか，これを参考にまで見てくださいねというのかとか，どんな説明だったですか。これは何だと思ってごらんになったのでしょうか。

3 番

じゃ，今までの事例ですというんで同じような，まるっきり同じじゃないんですけど，傷害致死の3例ぐらい挙げられて，あとその中でグラフで実刑だったら何年，執行猶予つけるなら何年，執行猶予つくんだったら何年とかと全部出していただいて，それを見て過去にこうなっていればという話です。それも多分相当評議を経た本当に最後のほうです。

司会者

参考にと。

3 番

そうですね。最初じゃなくて。

司会者

どうですか。1 番の方，2 番の方はシステムはどんな感じで使われたんですか。ごらんになったことはごらんになったんですか。

2 番

画面ではないです。プリントです。

1 番

プリントを見せていただいた。

司会者

そういうやり方もあります。あらかじめ参考になるようなものをプリントアウトしておいて、それをお配りすると。それは、どういうことで説明されたんですか。どういうものだという説明だったんですか。これは何ですという説明を、見せるときにこれは何の表ですということはあったんですか。

1 番

表があったんですかね。

司会者

余り御記憶ない。参考ですよという話はあったんですか。

1 番

参考です。

司会者

決めるについては、そういったものがないとなかなか具体的な数字が決めにくいねということでお示ししていると思うんですけど。

2 番

最後のほうに。

司会者

それで、その後決めるについては多分求刑というのをごらんになっているんです。検察官が何年が求刑ですと。これはどういう意味だという説明というのはどこかからあったですか。求刑というのは何だというふうに聞いていたんですか。それはどういふものだという説明はなかったですか。評議の中で求刑について触れなかったですか。求刑が何年だからねという話は出なかったですか。

5 番

出ました。

司会者

そのときに、求刑が何年というのはどういう意味があるかという話にはならなかったですか。

5 番

ならなかったと記憶しています。

司会者

ならなかったですか。いや、記憶で結構です。今のところ記憶がない。

5 番

覚えていないです。

7 番

でも、私たちのときには求刑より多くしちやいけないのかという意見はありました。

司会者

そういう質問が出たんですか。

7 番

質問が出ました。

司会者

それについては、誰かから説明があるんですか。

7 番

多分裁判官の方が説明してくださったんだと思うんですけど。

司会者

やっぱり求刑について、それがどういうもので、どういう意味があるかという説明はあった。中身はいいんですけど。

7 番

何年という求刑に対して結構割と厳しい意見が多かったんです。それで、それより多くちゃいけないのかという意見はあって、それに対しては説明があったかと思うんですけど、ちょっと詳しいことは忘れてしまいました。

司会者

でも、何となくそんな話があったなという感じですか。

7 番

はい。

埼玉新聞社

今回裁判員経験者ということで、実際に最初に心理的な不安とか、そういった裁判が終わっても考えてしまうとか、そういった意見もあったと思うんですけど、実際に心理的な負担とか精神的な負担というのはどれだけあったのかなと思って、あったら簡単に教えてもらいたいんですけど。

7 番

初めての裁判ですし、裁判員という立場で裁判に最初に法廷に出た日の帰りに、私何か誰かに後ろつけられていたような、正直そんな気がしました。私は、ちょっと窓をあけていても何か外から見られているような気がしました。法廷には傍聴席があるじゃないですか。あそこに入ったりする方がいらっしゃいますよね。そういう方も正直気になりました。特に男性の出入りが、もしかしたら関係者だったらとかやっぱりちょっと思っちゃいました。でも、しばらくしたら大丈夫でした。初日、2日ぐらいまでですか。ちょっとそういう心理的な負担はありました。

埼玉新聞社

何か実際に写真とか結構きついなとか思って、後まで残ってしまった方とかというのはいらっしゃいましたか。例えば証拠で写真とか出ますよね。

司会者

簡単に言うと死体写真の話ね。

そういう悲惨な写真なんかをごらんになった人がどういうふうに後を引きずったかという、そういう質問ですね。

埼玉新聞社

そうです。

司会者

どうですか。どなたか。

5番

写真は、顔を隠していただいていたので、そこまで印象には、大丈夫でした。

司会者

ほかの方どうですか。同じ事件で。

4番

ちゃんとチェックされています。予想以上に大丈夫でした。

司会者

どうですか。

1番

やはり現場の写真、悲惨な状況云々以前にこういう写真で、この写真一枚で大変な判断をしなきゃいけないという、そういう考え方です。だから、写真の状況じゃなくて、こういうことで全くの素人の私が判断をしていいのかどうかと、そういう気持ちが先に走りました。悲惨な状態じゃなくて。

司会者

同じ事件をやっておられる2番の方は。引きずったかどうか。

2番

そんなに引きずるということはなかったと思うんですけども、何か裁判あったよねとか、何か裁判のことを思い出すときに、あっとそれが思い浮かんで、多少、本当にわずかですけど、ちょっと思うことはありましたけど、別に引きずっているほどのことはなかったです。

埼玉新聞社

判決を決めるときとか話し合う前に、多分メディア、新聞を見たりとかテレビを見られたりとかしていると思うんですけど、そういったメディアの情報を見ていたのかということと、見ないようにしていたのかということと、もしくは見たらそれが自分の判断に影響されてしまったのかという点をどなたかにお伺いしたんですけども。

5番

その事件に関して新聞を見るようにしました。どういう記事がどのぐらいの長さでつづつてあるのかをチェックしていましたが、判決の記事も見ましたが、私たちの事件は自分たちの意見でそう変わるのかわからなかったもので、淡々と載っているなというところを見ただけで、特に精神的な負担はなかったです。

埼玉新聞社

特に左右もされなかったですか。

5番

そうですね。読んで何か負担に思ったとか、そういうことはなかったです。

司会者

判断にということでしょう。

埼玉新聞社

はい、そうです。

司会者

刑を決める前に事前に新聞報道なんか出ていますよね。こんな事件が起訴されて、

こんな審理がやられたと、こんなことを言っているとかなんとかと新聞に出ますわね。あれ見ていたんですよ。

5番

はい。

司会者

ああいうのというのは審理に、自分の判断に影響があったかどうかという。

5番

影響はないです。

4番

私は、余り記事が出ている新聞を、見ていなかったんで、その辺は。

埼玉新聞社

どなたか判断に影響したという方はいらっしゃいますか。特にいらっしゃいませんか。

1番

私は、埼玉テレビでよく放送していましたので、ビデオを撮りまして、今も保存してありますけど、そのときの状況のテレビをよく拝見して、どういう放送をするのかという、そういうことを何回かテレビでよく見ました。埼玉新聞にも何回か記事は出ていますよね。今回の事件は。それは、何回も見るようにしました。

埼玉新聞社

皆さん自分からあえてメディアとは離れていたという方も特にはいなかったんですよ。あえて参考にしていたということですか。参考にというか、チェックしていたという。ありがとうございます。

司会者

最後に1点だけ、評議で量刑を決めるときに裁判所のほうで量刑の考え方というのを言っている裁判長はいませんでしたか。例えば行為責任とかという言葉を使って、刑というのはこうやって決めるのが基本なんですよという説明をしている人は

いなかったですか。こういうことをやったんだから、こういうふうには刑が決まるよという刑の大枠の決め方。例えば反省しているとか被害弁償をしたというのは、それはちっちゃい話なんです。刑を決める大もとというのは、やったことに対する反動なんです。やったことがでっかければでっかい刑を受けるし、やったことがちっちゃければちっちゃい刑を受けると、行為責任とかという言葉で言っているんですけど、こういうことを裁判所が言っていることはなかったですか。どうですか、今のような話。

5 番

それは、最初に量刑を決めるときに量刑の決め方の基本は行為と結果。

司会者

行為と結果だということを裁判長が説明したんですか。裁判官が。

5 番

はい、そうです。最初に。

司会者

それは、それでそういう説明というのはすっと腹に落ちましたか。なるほどなという感じですか。

5 番

そうですね。そういう法律の解釈だか何かできっとある程度もう決められていることなのかなという感じで、そこは特に疑問も。

司会者

特に疑問には思わなかった。

5 番

はい。

司会者

どうですか。そういう説明ありましたですか。7 番の方は。余り記憶ない。

7 番

行為責任という言葉はちょっと記憶にないんですけど、そういうような説明もあったような気もするし・・・。

司会者

もし仮にあったとすると、それは腑に落ちたかどうかなんですけど、聞きたいのは。

7番

ちょっとはっきり記憶にないんです。

司会者

どうですか、そちらのほうでは。何か量刑を決めるときに行為責任だよとかなんとかという説明が、余り記憶ないですか。

1番

ないね。

司会者

どうもありがとうございました。長い時間にわたって忌憚のない御意見を交わらせていただいて、どうもありがとうございました。